

第121期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

堺市堺区海山町2丁117番地
当社本社4階ホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

決議
事項

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の更新の件

< 株主提案（第5号議案） >

第5号議案 剰余金処分の件

目次

第121期定時株主総会招集ご通知	…	1
事業報告	…	4
計算書類	…	19
監査報告	…	31
株主総会参考書類	…	36

証券コード 5962
2025年6月6日

株 主 各 位

堺市堺区海山町2丁目117番地

浅香工業株式会社

代表取締役社長 岡 田 実

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.asaka-ind.co.jp/ir/generalmeeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「浅香工業」または「コード」に当社証券コード「5962」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時35分（営業時間終了の時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 堺市堺区海山町2丁117番地 当社本社4階ホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第121期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案(第1号議案から第4号議案まで)＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の更新の件

＜株主提案(第5号議案)＞

第5号議案 剰余金処分の件

株主提案(第5号議案)に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類(56頁から57頁)」に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

議決権行使書において、議案に賛否の意思表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。なお、第1号議案(会社提案)と第5号議案(株主提案)は、両立しない関係にございます。両方の議案に賛成の議決権を行使されますと、当該議決権の行使は無効となりますのでご注意ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、記載しております前記の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善傾向にある他、インバウンド需要の高まり等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、急激な為替の変動や金利の上昇に加え、物価上昇による消費者マインドの悪化懸念の他、アメリカの新政権移行後の政策動向やロシア・ウクライナおよび中東情勢の地政学的リスク等、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような情勢下におきまして、ショベル類を含む生活関連用品については、ホームセンターおよび専門店ルートに対して積極的な営業活動に努力してまいりましたが、販売価格改定の影響や消費動向の変化等により売上が伸び悩みました。物流機器類については、新たな受注は減少傾向にありましたが、前期末までに受注した案件の売上が上期に集中したこと等により、売上が順調に推移いたしました。これらの結果、売上高は8,448百万円（前期8,582百万円）となりました。

利益面につきましては、物流機器類の売上増収に加え、原材料や物流費が高騰する中、引き続きコストの低減と諸経費の節減等に努めました結果、営業利益は304百万円（前期311百万円）、経常利益は336百万円（前期370百万円）、当期純利益は227百万円（前期302百万円）となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申し上げます。

#### 生活関連用品

ショベル類につきましては、新製品の投入や専門店ルートを中心に懸命の拡販策を展開いたしました。原材料の高騰等による販売価格改定や消費者マインドの低下等の影響により、国内向け売上高は739百万円（対前期比1.5%減）となりました。輸出においては、上期は主要販売先であるアメリカ向けの売上が低迷したものの、下期は徐々に回復基調に転じ、売上高は90百万円（対前期比17.6%増）となり、ショベル類全体の売上高は830百万円（対前期比0.3%増）となりました。

アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、ショベル類同様に販売価格改定の影響がありましたが、徐々に回復の兆しが見られた他、新製品の開発やECサイトの充実を進めました。しかしながら、夏の記録的な暑さに加え、当期は一定量の降雪があったものの、前期の暖冬の影響による除雪関連用品の早期受注分が大きく落ち込み、売上高は4,213百万円（対前期比4.1%減）となり、生活関連用品全体の売上高は5,044百万円（対前期比3.4%減）となりました。

### 物流機器

物流機器類につきましては、引き合い案件が減少傾向にある中、当期の受注については減少しましたが、前期末までに受注した案件の売上が上期に集中したこと等により、売上高は3,404百万円（対前期比1.3%増）となりました。

### ②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は322百万円（無形固定資産への投資額を除く）で、その主なものは、当社北海道支店の新築に伴うものであります。

### ③資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分           | 第118期<br>(2022年3月期) | 第119期<br>(2023年3月期) | 第120期<br>(2024年3月期) | 第121期(当期)<br>(2025年3月期) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 売 上 高 (百万円)   | 8,555               | 8,562               | 8,582               | 8,448                   |
| 経 常 利 益 (百万円) | 318                 | 295                 | 370                 | 336                     |
| 当期純利益 (百万円)   | 214                 | 195                 | 302                 | 227                     |
| 1株当たり当期純利益    | 222円88銭             | 203円24銭             | 314円95銭             | 236円98銭                 |
| 総 資 産 (百万円)   | 6,900               | 6,942               | 7,327               | 6,844                   |
| 純 資 産 (百万円)   | 3,320               | 3,502               | 4,015               | 4,222                   |
| 1株当たり純資産額     | 3,456円69銭           | 3,646円32銭           | 4,180円55銭           | 4,396円08銭               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。
2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかながらも回復基調で推移すると思われませんが、資源・エネルギー価格や原材料の上昇、為替の変動や金利上昇に加え、アメリカの関税政策やロシア・ウクライナおよび中東情勢のような地政学的リスクも高止まりとなっている等、見通しは極めて不透明な状況となっております。

当社といたしましては、降雪の影響により除雪関連用品については流通在庫が減少しているため、冬場に向けた早期受注分については一定量の受注が期待できる状況にありますが、今後も更なるエネルギー価格や原材料の高騰に伴う販売価格改定の影響や、アメリカの関税政策による影響等懸念材料は多く、物流機器類についても、引き合い案件が減少する中で価格競争は避けられず、収益悪化も含めて厳しい状況になることが予想されます。このような状況の中、重要課題である新規販路、新規市場の開拓に取り組み、地域性や特殊用途の機能性を重視しながらお客様の視点に立った製品開発、既存製品の改良改善を行うとともに、海外事業およびEC事業の強化により、売上拡大と収益力向上を図ります。また、堺工場において生産体制強化、生産効率向上に向け、生産設備の刷新、改修を進めており、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。

業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスクおよびコンプライアンス管理体制の確立に向け積極的に取り組んでおり、また、BCP対策や反社会的勢力の排除に向けた取り組みの他、従業員が働きやすい環境づくり等についても、強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

| 取扱品目      | 主要な製品・商品                        |
|-----------|---------------------------------|
| 生活関連用品    |                                 |
| ショベル類     | ショベル、スコップ、スペード                  |
| アウトドア用品類  | 園芸用具                            |
| 工事・農業用機器類 | 土木・建築工事用機器、農具、木工製品              |
| 物流機器      | 電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器 |

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

|     |                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 本 社 | 堺市堺区                                                    |
| 支 店 | 関東支店（さいたま市北区）、北海道支店（北海道江別市）、名古屋支店（愛知県春日井市）、福岡支店（福岡市博多区） |
| 工 場 | 堺市堺区                                                    |

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 145名 | 6名減       | 46歳4ヶ月 | 20年4ヶ月 |

(注) 臨時使用人（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借 入 先       | 借 入 額（百万円） |
|-------------|------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 261        |
| 株式会社関西みらい銀行 | 254        |
| 株式会社みなと銀行   | 188        |
| 株式会社池田泉州銀行  | 181        |

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,037,080株  
(うち自己株式76,472株を含む)  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主数 1,164名  
(5) 大株主

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

| 株主名                     | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-------------------------|---------|---------|
| 浅香工業取引先持株会              | 102     | 10.64   |
| アサカ従業員持株会               | 33      | 3.52    |
| 浅香佳子                    | 30      | 3.20    |
| 日本伸銅株式会社                | 30      | 3.12    |
| 株式会社西沢材木店               | 27      | 2.85    |
| 浅香肇                     | 27      | 2.82    |
| 浅香幸三                    | 25      | 2.68    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 25      | 2.65    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社       | 20      | 2.17    |
| 象印マホービン株式会社             | 20      | 2.08    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,472株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
4. auカブコム証券株式会社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全子会社となり、2025年2月1日に「三菱UFJ eスマート証券株式会社」と社名変更されております。

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                |
|---------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 岡 田 実   | 営業本部本部長<br>国富産業株式会社 取締役                                                                                  |
| 常 務 取 締 役     | 河 本 幸 博 | 物流システム本部本部長                                                                                              |
| 取 締 役         | 田 中 隆 信 | 管理本部本部長兼内部監査室室長                                                                                          |
| 取 締 役         | 西 川 強   | 生産部部长<br>国富産業株式会社 代表取締役社長                                                                                |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 小 原 誠   | 弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員<br>荒川化学工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社中山製鋼所 社外取締役<br>株式会社JSH 社外監査役<br>大阪マツダ販売株式会社 社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員)   | 中 務 正 裕 |                                                                                                          |
|               |         |                                                                                                          |
| 取締役 (監査等委員)   | 田 中 宏 明 |                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中務正裕氏および田中宏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 中務正裕氏は弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 田中宏明氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するため、小原 誠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当該事業年度中の取締役の異動
- 新任 取締役西川 強氏は2024年6月27日開催の第120期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
- 退任 2024年6月27日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、菅 浩範氏は取締役を、林 弘章氏は取締役 (常勤監査等委員) をそれぞれ退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 (常勤監査等委員) 小原 誠氏、取締役 (監査等委員) 中務正裕氏および田中宏明氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役岡田 実氏、取締役河本幸博氏、取締役田中隆信氏、取締役西川 強氏、取締役（常勤監査等委員）小原 誠氏、取締役（監査等委員）中務正裕氏および田中宏明氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、善管注意義務に違反または重大な過失がある場合は、補償の対象としないこととしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、善管注意義務に違反または重大な過失がある場合は、填補の対象としないこととしております。

### (5) 取締役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針については、当社の業績、直近の従業員の定昇・ベア、各取締役の地位・能力・職務内容・習熟度等の社内規程に定められた基準に沿って管理本部本部長である取締役が算定し、6月初旬に開催される定例取締役会で各取締役および監査等委員である取締役の意見等を踏まえ協議を行っております。その後、定時株主総会終結後の最初に開催される定例取締役会で代表取締役岡田 実氏が議長となり、その取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

I 基本報酬に関する方針

基本報酬は地位・能力・職務内容・習熟度等に応じた固定報酬としております。

II 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は前期経常利益率を勘案し、経常利益率および役職ごとに報酬額を設定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                               | 報 酬 等 の 総 額<br>(百万円) | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額<br>(百万円) |             |   | 対 象 と なる 役 員 の 員 数<br>(名) |
|-----------------------------------|----------------------|------------------------------|-------------|---|---------------------------|
|                                   |                      | 基 本 報 酬                      | 業 績 連 動 報 酬 | 等 |                           |
| 監 査 等 委 員 を 除 く 取 締 役             | 50                   | 50                           | -           |   | 6                         |
| 監 査 等 委 員 で ある 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 19<br>(9)            | 19<br>(9)                    | -<br>(-)    |   | 4<br>(2)                  |
| 合 計                               | 70                   | 70                           | -           |   | 10                        |

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員を除く取締役1名および監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 監査等委員を除く取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度における業績連動報酬等は、目標未達のため支給はありません。
4. 2016年6月29日開催の第112期定時株主総会において決議された監査等委員を除く取締役の報酬限度額は月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）であり、当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は5名であります。また、当該定時株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬限度額は月額3百万円以内であり、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## (6) 社外役員等に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中務正裕氏は、弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員であります。当社と同法律事務所とは顧問弁護士契約を結んでおりますが、当社と中務正裕氏との間には意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、社外役員としての独立性の阻害要因となり得る事情は存在いたしません。

また、取締役（監査等委員）中務正裕氏は、荒川化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社中山製鋼所および大阪マツダ販売株式会社の社外取締役、株式会社J S Hの社外監査役ですが、当社と各社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）田中宏明氏は、田中宏明税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況、出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査等委員）中務正裕氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての豊富な知識・経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜必要な提言等を積極的に行っております。

取締役（監査等委員）田中宏明氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な提言等を積極的に行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 仰星監査法人

#### (2) 報酬等の額

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 19百万円 |
| ②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関連部署および会計監査人より必要な情報や資料を入手した上で、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等が適切であるかどうかについて確認し、審議を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- I 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
- II 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- III 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- II 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
- II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。  
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑤ **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。

II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取り締り会および監査等委員会に報告する。

Ⅲ 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。

⑦ **取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

I 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対し周知徹底を図る。

II 監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

- Ⅲ 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- Ⅳ 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

**⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- Ⅰ 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもつこととする。
- Ⅱ 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても報告を行い相互の連携を図る。
- Ⅲ 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

## 6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れる可否かは、最終的には当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものと考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めました。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

### (3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また本対応

策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし2007年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、2010年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを2010年6月29日開催の当社第106期定時株主総会から2022年6月29日開催の当社第118期定時株主総会まで、3年毎に本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

**(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと**

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

**(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社株式等の大規模買付行為に対する対応策は、2022年6月29日開催の第118期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続してまいりましたが、本総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点をもって有効期限の満了を迎えるに当たり、本年5月12日開催の当社取締役会において、継続することを決定いたしました。継続する本対応策は、文言の修正・整理等を行ったほか、大規模買付ルールを遵守した大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には株主意思確認総会を開催することとし、本総会におきまして、詳細を株主様にご報告し、この適否を諮ることとしております。これにつきましては、株主総会参考書類の第4号議案（40頁から55頁）をご参照ください。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         | 千円               | <b>負 債 の 部</b>         | 千円               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,538,608</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,008,217</b> |
| 現金及び預金                 | 1,174,863        | 支払手形                   | 17,675           |
| 受取手形                   | 77,098           | 電子記録債権                 | 366,988          |
| 電子記録債権                 | 316,400          | 買掛金                    | 506,569          |
| 売掛金                    | 944,719          | 短期借入金                  | 630,000          |
| 商品及び製品                 | 1,676,738        | 1年内返済予定の長期借入金          | 115,280          |
| 仕掛品                    | 93,847           | 未払金                    | 54,360           |
| 原材料及び貯蔵品               | 130,645          | 未払費用                   | 105,944          |
| 前渡金                    | 11,602           | 未払法人税等                 | 42,371           |
| 前払費用                   | 23,673           | 未払消費税等                 | 44,163           |
| 未収入金                   | 58,393           | 前受金                    | 7,288            |
| 為替予約                   | 28,557           | 預り金                    | 26,036           |
| その他の金                  | 2,267            | 賞与引当金                  | 69,600           |
| 貸倒引当金                  | △200             | 返金負債                   | 21,837           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,306,353</b> | その他の負債                 | 100              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>622,786</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>613,834</b>   |
| 建物                     | 422,313          | 社債                     | 200,000          |
| 構築物                    | 18,365           | 長期借入金                  | 120,929          |
| 機械及び装置                 | 142,091          | 繰延税金負債                 | 292,905          |
| 車両運搬具                  | 11,630           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,622,051</b> |
| 工具、器具及び備品              | 9,249            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 土地                     | 8,746            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,478,626</b> |
| 建設仮勘定                  | 10,388           | 資本金                    | 829,600          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>16,129</b>    | 資本剰余金                  | 509,408          |
| ソフトウェア等                | 16,129           | 資本準備金                  | 509,408          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,667,436</b> | 利益剰余金                  | 2,226,773        |
| 投資有価証券                 | 1,437,093        | 利益準備金                  | 131,380          |
| 関係会社株式                 | 50,876           | その他利益剰余金               | 2,095,393        |
| 破産更生債権等                | 405              | 買換資産圧縮積立金              | 34,200           |
| 前払年金費用                 | 500              | 別途積立金                  | 500,000          |
| その他の                   | 178,966          | 繰越利益剰余金                | 1,561,193        |
| 貸倒引当金                  | △405             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△87,155</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>6,844,961</b> | 評価・換算差額等               | 744,284          |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金           | 724,637          |
|                        |                  | 繰延ヘッジ損益                | 19,646           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,222,910</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,844,961</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
|                         | 千円     | 千円        |
| 売 上 高                   |        | 8,448,238 |
| 売 上 原 価                 |        | 6,158,164 |
| 売 上 総 利 益               |        | 2,290,073 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,985,351 |
| 営 業 利 益                 |        | 304,722   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 26,870 |           |
| そ の 他                   | 32,804 | 59,675    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 11,132 |           |
| そ の 他                   | 16,617 | 27,750    |
| 経 常 利 益                 |        | 336,647   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 336,647   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 99,000 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 9,997  | 108,997   |
| 当 期 純 利 益               |        | 227,649   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

|                             | 株 主 資 本       |               |               |              |               |                 |                 |               |                 |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
|                             | 資本金           | 資 本 金         | 利 益 剰 余 金     |              |               |                 |                 | 自己株式          | 株主資本計<br>合      |
|                             |               | 剰 余 金         | 利 益 剰 余 金     | 繰 上 償 還 金    | 繰 上 償 還 金     | 繰 上 償 還 金       | 繰 上 償 還 金       |               |                 |
| 2024年4月1日 残高                | 千円<br>829,600 | 千円<br>509,408 | 千円<br>131,380 | 千円<br>34,698 | 千円<br>500,000 | 千円<br>1,381,076 | 千円<br>2,047,154 | 千円<br>△87,155 | 千円<br>3,299,006 |
| 事業年度中の変動額                   |               |               |               |              |               |                 |                 |               |                 |
| 剰余金の配当                      |               |               |               |              |               | △48,030         | △48,030         |               | △48,030         |
| 買換資産圧縮積立金の取崩                |               |               |               | △497         |               | 497             | -               |               | -               |
| 当期純利益                       |               |               |               |              |               | 227,649         | 227,649         |               | 227,649         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |               |               |               |              |               |                 |                 |               |                 |
| 事業年度中の変動額合計                 | -             | -             | -             | △497         | -             | 180,116         | 179,619         | -             | 179,619         |
| 2025年3月31日 残高               | 829,600       | 509,408       | 131,380       | 34,200       | 500,000       | 1,561,193       | 2,226,773       | △87,155       | 3,478,626       |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |               | 純 資 産 合 計       |
|-----------------------------|-----------------|---------|---------------|-----------------|
|                             | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計    |                 |
| 2024年4月1日 残高                | 千円<br>716,863   | 千円<br>- | 千円<br>716,863 | 千円<br>4,015,870 |
| 事業年度中の変動額                   |                 |         |               |                 |
| 剰余金の配当                      |                 |         |               | △48,030         |
| 買換資産圧縮積立金の取崩                |                 |         |               | -               |
| 当期純利益                       |                 |         |               | 227,649         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | 7,774           | 19,646  | 27,420        | 27,420          |
| 事業年度中の変動額合計                 | 7,774           | 19,646  | 27,420        | 207,040         |
| 2025年3月31日 残高               | 724,637         | 19,646  | 744,284       | 4,222,910       |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

#### ② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）であり、評価方法は次のとおりであります。

|          |       |                   |
|----------|-------|-------------------|
| 商品及び製品   | 移動平均法 | （但し、物流機器類の一部は個別法） |
| 仕掛品      | 移動平均法 |                   |
| 原材料及び貯蔵品 | 同上    |                   |

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 8年～50年 |
| 機械及び装置 | 9年～10年 |
| その他    | 2年～40年 |

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (5) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

## (6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の生活関連用品については、主にアウトドア用品類、工事・農業用機器類の販売並びにショベル類の製造および販売を行っており、物流機器類の一部については、搬送用具等の販売を行っております。

当該販売については、主として顧客が商品又は製品に対する支配を獲得する引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時点で収益を認識しております。

当社の搬入据付工事を伴う物流機器類については、主に契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事であることから検収時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、リベート等の金額を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足した後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## (7) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段  
為替予約取引
- ・ヘッジ対象  
外貨建金銭債務等

③ ヘッジ方針

外貨建輸入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために社内規程等に基づき、過去の取引実績を勘案し、現状の取引に対応して行っております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができると、有効性の判定を省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|          |                  |
|----------|------------------|
| ① 建物     | 140,284千円        |
| ② 土地     | 3,335千円          |
| ③ 投資有価証券 | 114,004千円        |
| 合計       | <u>257,623千円</u> |

### (2) 上記に対応する債務

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ① 短期借入金                | 561,072千円        |
| ② 社債（銀行保証付無担保社債）       | 200,000千円        |
| ③ 長期借入金（1年内返済予定のものを含む） | 236,209千円        |
| 合計                     | <u>997,281千円</u> |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,618,241千円

(4) 過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置41,026千円であります。

### (5) 受取手形等割引高

|             |           |
|-------------|-----------|
| ① 受取手形割引高   | 148,618千円 |
| ② 電子記録債権割引高 | 214,465千円 |

### (6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 7,192千円  |
| ② 短期金銭債務 | 23,057千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| 仕入高 | 164,299千円 |
|-----|-----------|

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---|---|---|---|-----------|
| 普通株式(株) | 1,037,080 |   | — |   | — | 1,037,080 |

##### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|---|---|---|---|--------|
| 普通株式(株) | 76,472  |   | — |   | — | 76,472 |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 48,030         | 50.00           | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 48,030         | 利益剰余金 | 50.00           | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### (繰延税金資産)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 賞与引当金         | 21,297千円  |
| 貸倒引当金繰入限度超過額  | 216千円     |
| 投資有価証券評価損     | 14,057千円  |
| 未払社会保険料       | 5,166千円   |
| 未払事業税         | 4,181千円   |
| 一括償却資産繰入限度超過額 | 2,029千円   |
| その他           | 12,833千円  |
| 繰延税金資産小計      | 59,782千円  |
| 評価性引当額        | △14,057千円 |
| 繰延税金資産合計      | 45,724千円  |

###### (繰延税金負債)

|              |            |
|--------------|------------|
| 前払年金費用       | △158千円     |
| 買換資産圧縮積立金    | △15,337千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △314,222千円 |
| 繰延ヘッジ損益      | △8,911千円   |
| 繰延税金負債合計     | △338,629千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △292,905千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 30.6%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.7%         |
| 住民税均等割               | 2.0%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.5%        |
| その他                  | △0.4%        |
| 税効果会計適用後の法人税等負担率     | <u>32.4%</u> |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.6%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売規程の与信管理に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|                  | 貸借対照表計上額<br>(* 1) | 時価 (* 1)  | 差額   |
|------------------|-------------------|-----------|------|
| ① 投資有価証券         |                   |           |      |
| その他有価証券 (* 3)    | 1,437,093         | 1,437,093 | —    |
| ② 社債             | (200,000)         | (200,736) | △736 |
| ③ 長期借入金 (* 4)    | (236,209)         | (235,611) | 597  |
| ④ デリバティブ取引 (* 5) | 28,557            | 28,557    | —    |

(\* 1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\* 2) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\* 3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」の「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 50,876   |

(\* 4) 長期借入金は、1年内返済予定のものを含んでおります。

(\* 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分       | 時価        |        |      |           |
|----------|-----------|--------|------|-----------|
|          | レベル1      | レベル2   | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券   |           |        |      |           |
| その他有価証券  |           |        |      |           |
| 株式       | 1,346,557 | —      | —    | 1,346,557 |
| 投資信託     | 90,535    | —      | —    | 90,535    |
| デリバティブ取引 | —         | 28,557 | —    | 28,557    |

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 社債    | —    | 200,736 | —    | 200,736 |
| 長期借入金 | —    | 235,611 | —    | 235,611 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しており、主に上場株式、上場投資信託がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,396円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 236円98銭   |

## 8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

|              | 報告セグメント   |           |           |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
|              | 生活関連用品    | 物流機器      | 計         |
| ショベル類        | 830,498   | —         | 830,498   |
| 園芸用品等        | 1,875,016 | —         | 1,875,016 |
| 工事・農業用機器類    | 1,212,195 | —         | 1,212,195 |
| 除雪関連用品       | 314,246   | —         | 314,246   |
| その他          | 812,261   | —         | 812,261   |
| 電動移動棚、回転ラック等 | —         | 3,404,019 | 3,404,019 |
| 計            | 5,044,218 | 3,404,019 | 8,448,238 |

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1.重要な会計方針に係る事項」の「(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

浅香工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

|                        |       |       |
|------------------------|-------|-------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 平塚 博路 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 俣野 朋子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浅香工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

浅香工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小原 誠 ⑩

監査等委員 中務正裕 ⑩

監査等委員 田中宏明 ⑩

(注) 監査等委員 中務正裕及び田中宏明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、諸般の事情を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は48,030,400円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位・担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | お<br>か<br>だ<br>み<br>の<br>る<br>岡<br>田<br>実<br>(1960年8月8日)                  | 1983年3月 当社入社<br>2007年4月 当社総務部部长<br>2007年6月 当社取締役総務部部长<br>2011年6月 当社常務取締役管理本部本部長<br>2012年6月 当社専務取締役管理本部本部長兼内部監査室室長<br>2019年5月 国富産業株式会社 取締役(現任)<br>2019年6月 当社代表取締役社長<br>2024年6月 当社代表取締役社長兼営業本部本部長(現任) | 10,600株            |
| 2         | か<br>わ<br>も<br>ち<br>ゆ<br>き<br>ひろ<br>博<br>河<br>本<br>幸<br>博<br>(1959年3月20日) | 1982年3月 当社入社<br>2006年4月 当社物流システム部西部担当次長<br>2010年4月 当社物流システム部営業担当部長<br>2011年6月 当社取締役物流システム本部本部長<br>2019年6月 当社常務取締役物流システム本部本部長(現任)                                                                    | 6,400株             |
| 3         | た<br>なか<br>たか<br>のぶ<br>信<br>田<br>中<br>隆<br>信<br>(1970年4月8日)               | 1991年3月 当社入社<br>2016年10月 当社総務部次長<br>2018年10月 当社総務部部长<br>2021年6月 当社取締役管理本部本部長兼内部監査室室長(現任)                                                                                                            | 1,900株             |
| 4         | に<br>し<br>かわ<br>つよし<br>強<br>西<br>川<br>強<br>(1972年3月23日)                   | 1992年4月 当社入社<br>2023年10月 当社生産部製造担当次長<br>2024年4月 当社生産部製造担当部長<br>2024年5月 国富産業株式会社 代表取締役社長(現任)<br>2024年6月 当社取締役生産部部长(現任)                                                                               | 500株               |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の選任理由について
- ①岡田 実氏は、営業分野での豊富な業務経験を有し、管理部門では総務部部长、専務取締役管理本部部部长を務め、2019年6月には代表取締役社長に就任、さらに2024年6月からは営業本部部部长を兼任し、当社における幅広い事業経営・管理運営に関する経験および見識を有しており、経営陣として今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ②河本幸博氏は、物流システム部営業分野での経験を経て物流システム部営業担当部部长を務め、2019年6月には常務取締役物流システム本部部部长に就任し、豊富な業務経験と経営陣として幅広い事業経営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ③田中隆信氏は、営業分野での経験を有し、管理部門では経理部門および総務部門での経験を経て、管理部門全般に関する知見を有しております。また、2021年6月には取締役管理本部部部长兼内部監査室室長に就任し、企業倫理、財務および当社における管理運営に関する見識を有しており、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
- ④西川 強氏は、生産部製造担当部部长を務めるなど、製造全般における豊富な知見を有しております。2024年5月には子会社国富産業株式会社の代表取締役社長に、同年6月には当社取締役生産部部部长に就任し製品づくりの経験を積んでおり、今後も当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。
3. 各候補者と当社との間では、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任した場合は、各氏との間で当該補償契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役日潟一郎氏の選任の効力は本総会開始の時をもって失効いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、地位・担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 日潟一郎<br>(1965年9月4日) | 1992年10月 監査法人 朝日新和会社社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所<br>1996年4月 公認会計士登録<br>2006年9月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 退所<br>2006年9月 税理士登録<br>2006年10月 ひがた公認会計士事務所設立代表者(現任)<br>2020年6月 神東塗料株式会社 社外監査役(現任) | 0株                 |

- (注)
- 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 日潟一郎氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割について日潟一郎氏は、過去に社外監査役としての方法以外で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識と実務経験を有しており、その知識と経験を活かした的確な判断を下していただけること、さらに独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
  - 本議案が原案どおり承認され、日潟一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
  - 本議案が原案どおり承認され、日潟一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
  - 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害が填補されることとなります。日潟一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
  - 日潟一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の更新の件

当社は、2022年6月29日開催の第118期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、有効期限を本総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者およびその集団を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）を継続しております。

本総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点をもって、上記有効期限の満了を迎えるに当たり、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えました結果、当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、旧対応方針を現時点の情報に更新した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしました。

継続する本対応方針は、文言の修正・整理等を行ったほか、大規模買付ルールを遵守した大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会を開催することとし、本総会において、株主の皆様のご審議を仰ぐことにいたしました。本対応方針の重要性を鑑み、本総会において皆様のご承認をお願いするものでありますが、本議案が否決された場合には、本対応方針はその時点で廃止することにいたします。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。また、2025年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（a）特定

株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または（b）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等の保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算定に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## 記

### 1. 当社における企業価値の向上、株主共同の利益確保の取り組み、および本対応方針導入の理由

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考えております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に

対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式等の大規模買付行為の内容等について検討し、または当社取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な時間や情報の提供がなされないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

このような状況下において、当社は、大規模買付者による情報の提供、および当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きを定め、かかる手続きの遵守を大規模買付者に求めることで、株主の皆様が必要十分な情報と検討の時間が得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに当社の企業価値および株主共同の利益を損なう大規模買付行為を防止しようとするものです。

なお、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に経るべき手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し発動する方針であります。

## 2. 本対応方針の骨子

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針を当社取締役会にて決議いたしました。

そして、当社は、本対応方針において、大規模買付行為を行おうとする者が大規模買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した当社株式等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。

大規模買付ルールは、大規模買付行為を行おうとする場合には事前に大規模買付者が当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を必要とする旨、また当該大規模買付行為に関する情報提供を受けた後、当社取締役会が一定の評価期間を確保した後でなければ大規模買付行為を開始することができない旨を定め、その

内容を適時開示するものです。

かかる大規模買付ルールを当社ウェブサイト等への掲載等にて周知することにより、当社株式等について大規模買付行為を行おうとする者に対し、遵守すべき手続きがあること、および大規模買付ルールが遵守されなかった場合等においては当社が株式分割、新株予約権の無償割当等の具体的対抗策を実施することにより当該大規模買付者の当社株式等の保有割合を低下させることもあり得ることを事前に公開することをもって、当社の買収への対応方針といたします。

## (1) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(a) 大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(b) それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提供する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付していただきます。

### ① 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、現在保有する当社株式等の数、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。なお、意向表明書には、大規模買付者の商業登記簿謄本、定款の写しその他大規模買付者の存在を示す書類を添付していただきます。

大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

### ② 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。

大規模買付情報の主な項目の概要は次のとおりです。

- I 大規模買付者およびそのグループの概要
- II 大規模買付行為の目的および内容
- III 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- IV 大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要
- V 大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### ③大規模買付情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

ただし、取締役会は、大規模買付行為の目的・方法・内容、大規模買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の特別に時間を要すると認められるときは、最大90日間まで取締役会評価期間を延長できるものとし、この場合、取締役会は、評価期間を延長する理由、延長される日数を大規模買付者に通知するとともに、直ちに株主の皆様へ開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

## (2) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（以下、このような大規模買付行為を「濫用的買収」といいます。）、「当社取締役会」は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。

- I 下記に掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (a) 真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
  - (b) 当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っている」と判断される場合
  - (c) 当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としている」と判断される場合
- II 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- III 買付行為の条件（買付金額、時期、方法の適法性、買付の実行可能性、利害関係者との関係等）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当なものであると合理的に判断できる買付等である場合

IV 買付行為後の経営方針や事業計画の内容が不十分で、利害関係者との信頼関係や取引関係等を毀損することや、企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、取締役全員の賛同を得た上で決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であつて、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。

その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗策のひとつとして、株主割当により新株予約権を発行する場合は別紙2に記載の概要に沿って進めてまいります。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者以外の株主に対して割当をすること、一定割合以上の当社株式等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

### ③特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置することといたしました。

特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うほか、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことがあるものとします。特別委員会規則の概要は別紙3に記載のとおりです。

また、当社は、本対応方針が承認された場合には、当該定時株主総会後最初に開催される取締役会において、別紙4記載の特別委員3名を選任することを予定しております。上記3名の略歴については、別紙4をご参照下さい。

### ④当社取締役会による決議および株主総会の開催

当社取締役会は、上記③に定める特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、事実上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議いたします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役評価期間はその時点をもって終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当該取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

### (3) 具体的対抗策発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の

損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様には必要となる手続きは特にありませんが、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、別紙2に記載しておりますが、かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社取締役会が決定し、公告する新株予約権割当基準日における当社の株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が割り当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、権利行使期間内に、別途当社取締役会において定める行使価額を払込んでいただくことにより、当社普通株式が交付されることとなります。行使期間内において新株予約権を行使いただかなかった場合には、権利行使期間の満了により新株予約権は消滅し、他の株主の皆様による新株予約権の行使による保有株式の希釈化が生じることとなります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領されることとなりますので格別の不利益は発生いたしません。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては、本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ①当該決議後大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- ②当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

なお、この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の

皆様は、株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

また、大規模買付者以外の第三者に対して、大規模買付者が有していた本新株予約権を譲渡等によって保有することに至った場合には、当社はこのような新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。

#### (4) 本対応方針の合理性

##### ①買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を踏まえた内容となっております。

##### ②株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されていること

##### ③株主意思を重視するものであること

##### ④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

##### ⑤合理的かつ客観的発動要件の設定

##### ⑥第三者専門機関の意見の取得

##### ⑦デッドハンド型もしくはスローハンド型の対応方針ではないこと

下記（5）「大規模買付ルールの適用開始、有効期限および変更」に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は1年であり、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

(5) 大規模買付ルール適用開始、有効期限および変更

本対応方針の継続を決定した2025年5月12日開催の当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、2028年6月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

## 大株主の状況

2025年3月31日現在

| 株 主 名                   | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|-------------------------|----------|----------|
| 浅 香 工 業 取 引 先 持 株 会     | 102      | 10.64    |
| ア サ カ 従 業 員 持 株 会       | 33       | 3.52     |
| 浅 香 佳 子                 | 30       | 3.20     |
| 日 本 伸 銅 株 式 会 社         | 30       | 3.12     |
| 株 式 会 社 西 沢 材 木 店       | 27       | 2.85     |
| 浅 香 肇                   | 27       | 2.82     |
| 浅 香 幸 三                 | 25       | 2.68     |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 25       | 2.65     |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社       | 20       | 2.17     |
| 象 印 マ ホ ー ビ ン 株 式 会 社   | 20       | 2.08     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,472株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以 上

## 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会が決定し公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主を除く。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、定められた割当総数の範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、行使条件、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 特別委員会規則の概要

特別委員会は、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断および対応の公正を担保するために設置された機関で、特別委員会は対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行う。

### 記

#### 1. 特別委員会の設置

特別委員会は、当社取締役会の決議に基づき、取締役会の諮問機関として設置される。

#### 2. 特別委員の選任

特別委員会を構成する委員（以下、「特別委員」という。）は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している（i）当社社外取締役または（ii）有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者であり、当社との間で善管注意義務を含む契約をした者でなければならない。

#### 3. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終後に最初に開催される取締役会の終了時点までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

#### 4. 特別委員会の機能

特別委員会は、取締役会が必要的または任意的に特別委員会に諮問する以下の事項（以下、「諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告するほか、取締役会が別途定める行為を行う機能を有する。

##### ① 必要的諮問事項

対抗措置の発動の是非

##### ② 任意的諮問事項

その他取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会は、対応措置の発動の是非を検討するに際しては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の株主の共同の利益を著しく損なうと認められるか否か、対抗措置の相当性等を考慮して判断

する。また、特別委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に条件等を付すことができる。

#### 5. 勧告等の方法および効力等

特別委員会は、取締役に対し勧告を行うときは、特段の事情がない限り、特別委員全員が出席し出席特別委員の過半数をもって決議の上、かかる方法により決議された結論（かかる結論に至った理由を付する。）を当社取締役会に対し勧告する。

取締役会は、その判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

取締役会は、必要と認める場合、特別委員会の勧告その他の決定を開示する。

#### 6. 専門家の助言

特別委員会は、諮問事項の検討を行うため、当社の費用でファイナンシャル・アドバイザー、会計士、弁護士その他の専門家の助言を得ることができる。

#### 7. 資料および情報の収集

取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの過程および諮問事項の検討において検討した資料および情報を、特別委員会に提出する。また、特別委員会は、諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を当社の費用において自ら収集し、または取締役会に対し収集を要請することができる。

以 上

別紙 4

特別委員会の委員の氏名・略歴

中務 正裕 (なかつかさ まさひろ) 1965年 1月19日生

【略歴】

|          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1994年 4月 | 弁護士登録 (大阪弁護士会)<br>中央総合法律事務所 (現 弁護士法人中央総合法律事務所) 入所                             |
| 2006年 4月 | 米国ニューヨーク州弁護士登録                                                                |
| 2006年 6月 | 当社社外監査役                                                                       |
| 2012年 7月 | 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 (現任)                                                       |
| 2015年 4月 | 大阪弁護士会副会長                                                                     |
| 2016年 6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)<br>荒川化学工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)<br>株式会社中山製鋼所 社外取締役 (現任) |
| 2018年 6月 | 株式会社 J S H 社外監査役 (現任)                                                         |
| 2020年 6月 | 日本電通株式会社 社外監査役                                                                |
| 2022年 6月 | 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役 (現任)                                                        |

田中 宏明 (たなか ひろあき) 1965年 8月15日生

【略歴】

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1989年10月 | 監査法人 朝日新和会計社 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 |
| 1993年 3月 | 公認会計士登録                          |
| 1993年11月 | 税理士登録<br>田中宏明税理士事務所開設 所長 (現任)    |
| 1994年 8月 | 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 退所       |
| 2015年 6月 | 当社社外監査役                          |
| 2016年 6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)             |

日潟 一郎 (ひがた いちろう) 1965年 9月 4日生

【略歴】

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 1992年10月 | 監査法人 朝日新和会計社 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所     |
| 1996年 4月 | 公認会計士登録                              |
| 2006年 9月 | あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 退所<br>税理士登録 |
| 2006年10月 | ひがた公認会計士事務所設立代表者 (現任)                |
| 2020年 6月 | 神東塗料株式会社 社外監査役 (現任)                  |

上記 3氏と当社の間には特別の利害関係はありません。また、当社は中務正裕氏と田中宏明氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

以 上

## 株主提案（第5号議案）

第5号議案は、株主様（2名）からのご提案となっております。なお、本議案の提案の内容および理由は、提出されたものを原則として原文のまま記載しており、続けて、本議案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

なお、第1号議案（会社提案）と第5号議案（株主提案）は、両立しない関係にございます。両方の議案に賛成の議決権を行使されますと、当該議決権の行使は無効となりますのでご注意ください。

### 第5号議案 剰余金処分の件

#### 配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項  
普通株式1株につき金100円の配当とする。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
本定時株主総会の翌日

#### 提案理由

御社は、1989年10月第三者割当増資を1株615円で行っており、また2017年10月に10株を1株に株式併合しております。従って今の価格にすれば6150円となります。しかし、今の株価は1600円位で推移しております。

東証から、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」が出されております。また、資本コストを上回る資本収益性を達成できていてもPBR1倍を割れているなど十分な水準に達していない場合には成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆されます。とあります。

御社は、流通株式時価総額が東証の「上場維持基準への適合」に危うい状況になる時があります。

株主にとっては、上場維持は大変重大な事項であります。この状況を大幅に改善する為、そしてPBR1倍割れを早期に解消する為に配当（配当性向40%以上）を大幅に増額し、1株当りの企業価値を上げることにより株価を上げ、また自己株式の消却等、あらゆる方策を実行して頂き、上場維持基準のより安全な適合をはかるものであります。そして投資家様から評価されるために、配当を大幅増額し継続していくことをご提案申し上げます。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

また、当社を取り巻く経営環境や社会情勢は、資源・エネルギー価格や原材料の上昇、為替の変動や金利上昇に加え、アメリカの関税政策やロシア・ウクライナおよび中東情勢のような地政学的リスクも高止まりし、天候不順等の多くの要因に基づき目まぐるしく変化しております。このような環境の中で、生産設備の刷新および改修や将来的な成長戦略への投資の実現、また、将来にわたる安定的な配当の維持を可能とするため、中長期的な資金分配の考えが必要であり、剰余金を留保しておく必要性が高いと考えております。

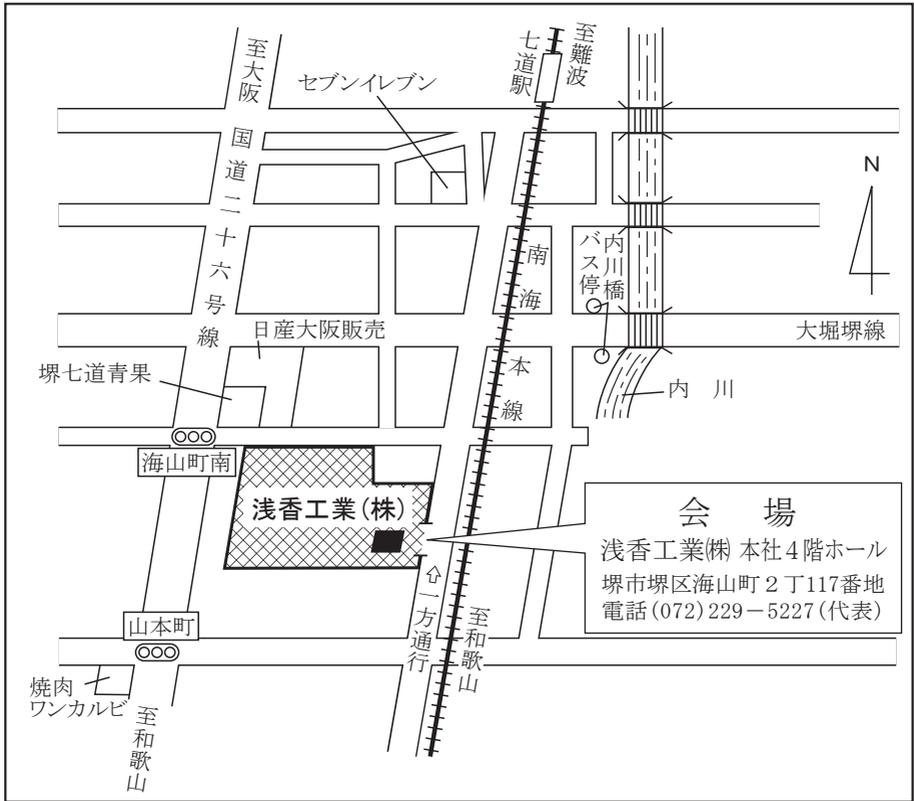
当社は上記方針に基づき、2025年3月期の期末配当金につきましては、2024年5月13日に1株当たり40円と公表いたしました。が、2024年11月11日に10円を増額した1株当たり50円とすることを公表し、本株主総会に会社提案（第1号議案）として上程しております。

当社は、今後も中長期的な事業の継続性および安定性を確保することとし、将来の成長投資や安定した配当の実施による株主還元の充実を図ってまいりたいと考えており、本株主提案は当社の方針に沿うものではありません。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図



交 通 南海本線七道駅下車、線路西側を南へ徒歩約8分